

令和 8年4月20日  
名古屋木材健康保険組合

事業主様  
事務担当者様

## 5月の「もっけん」たより

### ◎ 定期健康診断（特定健康診査）の実施について

今年度も木材会館（名古屋市中区）、名古屋港木材会館（飛島村）及び東海木材相互市場（飛島村）の各会場にて健康診断を行います。また、健診車による巡回健診もご用意しておりますのでご利用ください。詳細につきましては同封の「定期健康診断の実施についてのお知らせ」をご覧ください。

### ◎ 被扶養者が就職した場合は扶養家族からの削除の手続きが必要です （新社会人等要注意）

被扶養者の方がご自身で健康保険に加入するようになった場合は、被扶養者から外す手続きが必要になります。健康保険被扶養者異動届のご提出をお願いいたします。

### ◎ 被扶養者の認定基準の一部変更について

被扶養者の認定基準（年間収入の判定方法）の一部が変更されました。この変更は、「給与収入のみ」の方が対象です。これまでは将来の収入見込みや過去の収入、現在の収入などを総合的に判断し、認定の可否を判定していましたが、変更後は労働契約の内容が確認できる書類（労働条件通知書等）に基づき、「向こう1年間の収入見込み額」を算出のうえ、判定します。なお、給与収入のみの方でも従来どおりの判定方法は引き続き行いますので、認定対象者に合わせて書類をご用意ください。

対象者

給与収入のみの方（パート・アルバイト・契約社員等）

※事業収入・不動産収入・年金収入等がある方は、この変更は対象となりません。従来通り総合的に「今後1年間の収入見込み」を算出して認定の可否を判定します。